

喀痰吸引等の従事者認定（3号 特定の者対象）フローチャート

＜事業所が未登録又は行為の追加等の場合＞

※不特定の者対象(1号、2号)とは書類の届出先が異なります！  
3号の書類提出先は、障害福祉課です。

看護師資格を持っていますか？

YES

NO

★Point  
看護師資格があれば研修は不要。代わりに、従事者名簿に記載の上、看護師免許証のコピーを県あてに提出すること。

従事者認定証申請の手続き

登録研修機関にて基本研修を受けます。



所属事業所or登録研修機関が紹介する施設にて、(必要に応じて演習)+看護師指導のもと実地研修を受けます。



登録研修機関にて修了証を受け取ります。



県高齢者福祉課あてに認定特定行為業務従事者認定証の申請を行います。

認定特定行為業務従事者認定証を県が交付します

認定特定行為業務従事者として所属事業所に登録されます。



事業者申請は  
・完全新規？  
・行為の追加？

事業者申請の手続き

完全新規

行為の追加

県障害福祉課あてに新規で事業者の登録申請を行う。

県障害福祉課あてに登録内容変更申請を行う。

(新規の場合)事業者登録通知を県が交付します  
(行為の追加の場合)事業者変更登録通知を県が交付します



(医師の指示+看護職員との連携+利用者の同意があって)利用者に対して喀痰吸引等を実施できます！

※登録通知に記載の事業開始年月日から可能

